解散公告（第二回）

当法人は、令和五年九月十八日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和七年二月二十五日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

東京都町田市つくし野四丁目九番地八

医療法人社団東八雲会

清算人　門脇　和臣

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年三月二十八日開催の社員総会の決議並びに岐阜県知事の認可により、令和七年七月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

岐阜県岐阜市長住町二丁目三番地岐阜ビル三階

医療法人公孫樹

清算人　福富　尉

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

鹿児島県志布志市志布志町志布志三丁目二番一七号

医療法人靖和会

清算人　井ノ上芳郎

解散公告（第三回）

当法人は、福島地方裁判所会津若松支部令和七年七月九日付解散命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

福島県喜多方市岩月町喜多方字稲村一七〇番地

宗教法人神習教泉講社

清算人　小池　達哉

解散公告（第三回）

当宗教法人は、令和七年六月二十七日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

東京都荒川区東尾久八丁目二六番三号

福勝教会

清算人　山本　祐弘

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年六月三十日定款をもって定めた解散事由の発生により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

横浜市南区南吉田町二丁目二八番地横浜コスタセイス一階

医療法人社団知誠会

清算人　久保　誠秀

連絡先　横浜市保土ケ谷区川辺町三番一　パークシティ横濱Ｂ棟一四〇三号

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年七月十五日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

島根県出雲市斐川町神氷二七九二番地

医療法人木星会

清算人　**樋野　隆文**

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年七月十五日総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十八日

島根県出雲市塩冶町一二九一番地一八

医療法人佐藤産婦人科医院

清算人　佐藤　克朗

二〇二四年度決算公告

令和七年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位　千米ドル）

資産の部

流動資産	一三八、三四六
固定資産	六五、四三二
合計	二〇三、七七八

負債及び純資産の部

流動負債	一二三、六八五
固定負債	三二、二八三
資本金及び資本剰余金	五、九四一
利益剰余金	五四、三四九
その他の包括利益累計額	△一二、四八〇
合計	二〇三、七七八

令和七年八月二十八日

シンガポール共和国シェントンウェイ六オーユーイーダウンタウン二一一―〇九

ITOCHU PETROLEUM CO. (SINGAPORE) PTE. LTD.

日本における代表者　平山　公士